

10 会計基準及び会計処理について

(1) 会計基準について

平成 21 年度以前は、昭和 60 年公益法人会計基準により経理処理されていたが、平成 22 年度の財団合併に合わせて平成 16 年改正基準を適用している。最新の平成 20 年改正基準の適用は、公益法人へ移行を予定する平成 25 年 4 月からのことである。

平成 20 年 4 月に示された「公益法人会計基準」の運用指針の附則において、特例民法法人が移行認定・許可の申請をする場合は平成 16 年改正基準の適用が容認されてはいるものの、新会計基準へのスムースな移行のためにも、前倒しの新基準適用を検討されたい。

(2) 現預金有高、有価証券と決算額の照合について

監査実施日において、現預金、有価証券の各勘定残高と、現物との照合を行った結果、適正に処理されていることを確認した。

(3) 退職手当引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

中小企業退職金共済制度に加入し、毎年度費用処理されているため、退職手当引当金は、計上されていない。

賞与引当金については、未計上の団体が多く、計上していないとのことであるが、当期末までに発生している支払義務については、負債に計上されたい。

(4) 印紙税の納付の必要性について

指定管理業務にかかる基本協定書、年度協定書に印紙が貼付されているが、国税庁は、基本的に当該文書は「請負に関する契約書」ではなく「委任」となるものと判断している。

具体的には、個別の文書の内容により課税文書となるか否かの最終判断を行うとのことであるため、各施設の協定書への印紙の貼付の要否について再確認を行われたい。

(5) 各施設における料金徴収簿の確認について

各施設の窓口で收受された料金等や、未収利用料金が適切に処理、計上されているか、事務局でも各施設で作成した帳簿との照合、確認を行われたい。

(6) たな卸し資産の計上について

美術館ショップやアクアみすみの商品のうち、財団の資産に該当する 9,337 千円について適切に資産計上されていなかった。平成 23 年度決算からたな卸し資産として計上すると回答を得ているが、適切な管理、会計処理に努められたい。

(石正美術館 7,673 千円、こども美術館 1,640 千円、アクアみすみ 24 千円)

なお、石正美術館のたな卸し資産はほとんどが図録で 4,969 千円、次いで研究成果図書 910 千円となっている。最小印刷ロットの制約があろうが、一定期間のうちに現金化できる範囲が適正在庫と考えられる。

(7) 美術品購入積立金について

財団の決算書に同積立金が計上されているが、内容は石正美術館に収蔵する絵画を購入するためのものであり、財団の所有財産とはならない。

今後、同積立金を市の会計に計上すると回答を得ている。適切な処理を行われたい。

(8) 事務局費、管理委託料と自主事業経費の適切な配分について

財団の事務職員のうち、石正美術館職員を兼任している職員の人物費は全額美術館事業費に計上されているとのことであるが、それでは正しい事業原価が把握できないため、従事時間等をもとに基準を設けるなどして経費配分し、事務局管理費にも計上することを検討されたい。

また、各施設の管理事業費に計上された経費のうち、自主事業経費に計上されるべき経費を適切な配分基準のもと計上されたい。

(9) 租税公課の計上方法について

浜田の各施設に係る消費税、協定書に貼付した印紙税等の租税公課は事務局管理費に計上されているが、三隅の各施設に係る租税公課は各事業費支出に計上されており統一されていない。計上方法を検討されたい。

11 施設の指定管理状況について（現地視察・関係者への聴取）

各施設の現地視察を、抽出により実施した。

現地視察の結果については、35ページの「(2) 各施設の管理状況について」で後述する。

視察の結果、施設・設備の保守点検、施設の備品、消耗品管理、清掃等について概ね適切に行われていることを確認した。

また、利用者アンケートを実施するなどして、利用者ニーズの把握に努められている。

今後は、把握したニーズに対する具体的な対応について、施設情報誌や、ホームページ、館内への掲示等を通じ、利用者に対し周知されたい。

また、現地視察を行わなかった施設においてホームページの閲覧を行ったところ、施設の利用料は掲載されているが、備品の利用料については情報が掲載されていなかったものが見受けられた。利用者へ適切に施設情報を提供するよう努められたい。

(1) 施設所管課に対する指摘・意見

提出された書類や、監査を通じて明らかになった以下の問題点について、見直し、改善を行われたい。

ア 前述したように、協定書、業務仕様書の内容が、同種の施設であっても所管課の意向によって異なっている。特に、指定管理料の積算、支出、精算についての考え方を見直すことを検討されたい。

- イ 指定管理業務仕様書に備品の目録が掲載されていない施設があった。適切な管理を行わせる上で必要であるため、目録を作成し、掲載されたい。
- ウ 各施設から市所管課に提出される週報の様式が定められておらず、任意様式により報告されているため、施設間で報告内容のレベルに格差が見られる。他団体の報告書等を参考にして、市で統一的な仕様を示すことについて所管課で協議、検討されたい。
- エ 石央文化ホールに設置されたピアノ 3 台のうち、小ホールに設置されている 1 台が市の備品管理システムに登録されていなかった。また、登録されているコンサートグランドピアノ 2 台についても取得年月日、取得価格が未登録であった。いずれも市場価格が数百万円から 1 千万円を超える重要物品であるため、詳細を調査し、登録されたい。
- オ 石正美術館収蔵絵画の寄付採納手続は、所管課が寄付申し出を受けた都度行っているが、管財課への合議が行われていない。また、備品台帳システムへの登録も行われていない。適切な事務処理を行われたい。
- カ 世界こども美術館の条例上の開館時間は午前 9 時から午後 9 時となっているが、市の許可を得て、午前 9 時から午後 5 時に短縮し運用している。
一方、石正美術館の条例上の開館時間は午前 9 時から午後 5 時となっているが、イベントによっては市の許可を得て運用で開館時間の延長を行っている。
同類の施設であるため、開館時間について条例上整合を図る必要がないか検討されたい。

(2) 各施設の管理状況について

ア 世界こども美術館

世界のこどもたちの作品を収集、展示し、また創作活動に重点を置いた、全国的にも数少ない特色ある施設として評価を受けている。

現地視察の結果、施設の保守管理、清掃、経費削減への取り組みは概ね適切に行われている（物品の保管状況について、収納スペースの不足により一部見直しが必要である）。

また、アンケートを実施し利用者の意見聴取に努められている。

開館に先立ち取得された国内外の高額な絵画は、展示スペースの都合上全作品を常設展示できていないが、購入時の投資や毎年の共済保険料負担等も考慮し、計画的に積極的な公開に努め、広く市民への還元を行わせたい。

文化事業の目的は収益性を追求するものではないが、全く度外視してよいものでもない。今後は、自主事業の費用対効果を十分意識し、事業実施していくことが求められる。



島根県出身の著名な建築家、高松 伸氏の設計による斬新なデザイン。



同美術館の象徴とも言える、創作活動室。

こどもたちが自由な発想で創作活動にいそしむ場となっている。

イ サン・ビレッジ浜田

特殊法人である旧雇用促進事業団が建設したスポーツ振興施設である。

氷上スポーツの拠点として、また、サッカー等の屋外スポーツ活動の場として市が取得し、平成 16 年に市の施設として開館した。

館内、館外において概ね適切に清掃が行われている。施設内の消耗品の配備状況、設備の適切な管理点検、利用者への情報提供や意見聴取も適宜行われている。

徹底した経費節減が行われている。スタッフが少なく、事業の準備のため館長が深夜まで作業することもしばしばのことであり、現体制での運営管理には相当無理があると思われる。

施設の清掃、スポーツ指導等、ボランティアに支えられている。また、各種事業も館長をはじめとする職員の強い責任感と職業意識に支えられ何とか維持している状況である。ボランティアが確保できなければ、現状の予算で運営できる施設ではない。市民による利用率は高いとは言えず、利用率向上のため、市外の利用者を誘致している状況である。

しかし、開館すれば必要最低限の運営費は必要であり、少しでも利用を増加しようとすれば、市外の利用者を誘致せざるを得ない矛盾が生じている。



島根県西部唯一のスケート場。

指定管理料の削減や施設の老朽化の進行により、長期的な運営見通しは決して楽観視できない。



トレーニングジム。トレーニングマシンの老朽化により、会議室に用途変更された。

ウ ラ・ペアーレ浜田

旧雇用促進事業団が建設した健康増進、芸術文化振興施設であり、後身の独立行政法人 雇用能力開発機構の廃止に伴い、施設の存続を図るため平成21年度に市が浜田市土地開発公社を通じて取得した。

施設の取得に対する市の方針決定が遅れ、スムースな事業の引継ぎが行えなかつたことから、一時は利用者が減少したものの、指定管理者の努力により徐々に利用者数の回復が図られている。

施設の保守管理、清掃、経費削減への取り組みは概ね適切に行われている。

また、アンケートを実施し利用者の意見聴取に努め、開設する講座の見直しも隨時行われている。

なお、施設の前管理者による保守、維持修繕が行われておらず、施設、設備の老朽化が進行しており、修繕対応に多額の経費を要している。今後も多額の修繕需要が見込まれており、経費の確保が課題である。



スイミング、水中歩行、水中運動、アクアビクスなどが行われる。

ボイラーの老朽化により、更新需要が発生している。



トレーニング機器が充実したジム。



各種エクササイズ、ダンスなどを開講しているスタジオ。

エ 石正美術館

浜田市三隅町出身の日本画家、石本正画伯の作品を中心に収蔵した美術館として、県内外から来館者を集めている。

また、同美術館や隣接する三隅中学校音楽ホールを拠点に無料で開放されるミュージアムパフォーマンスは、地元の演奏家が活動を披露する場であり、また、プロの演奏家の高い芸術性に身近に触れる機会を提供する取り組みである。芸術文化の薫り高いまちづくりを担う施設と言える。

職員は高い専門性を有し、美術館運営を行うとともに、石本作品の研究や石見地方の文化、芸術の研究、活動記録図書「石見美術」刊行など、アカデミックな業務に携わっている。

施設の保守管理、清掃、経費削減への取り組みは概ね適切に行われている。

また、アンケートを実施し利用者の意見聴取に努められている。

今後は、企画展、関連事業ごとに収支の把握に努め、より費用対効果を意識した効率的で効果的な事業実施を行わみたい。



中世の教会を髣髴とさせる外観。館内には静謐な空気が漂う。

美術鑑賞の場のみならず、ミュージアムパフォーマンスの場として、

芸術鑑賞の拠点となっている。



石本画伯の旺盛な創作意欲により生み出された作品は、
収蔵庫にも所狭しと収蔵されている。



石本画伯の着想により総勢約 850 名の一般参加により制作された、
給水塔の天井壁画。

オ B & G海洋センター

海洋性スポーツの振興を目的に設置された同施設は昭和 57 年 3 月に完成し、開館から約 30 年が経過しており、老朽化が進行している。

館内、館外において概ね適切に清掃が行われている。施設内の消耗品の配備状況、設備の適切な管理点検、利用者への情報提供や意見聴取も適宜行われている。

施設の運営等に対し、B & G 財団から「特 A 評価」を受けており、指定管理者の努力の賜物である。評価レベルに基づき、同財団から受ける修繕費補助額が大きく左右されるため、高評価の獲得は最重要事項である。



浜田市の海洋性スポーツ振興の拠点となっている。



ヨット、シーカヤック、カヌーなど各種海洋性スポーツが
楽しめる。



隣接する田の浦公園。オートキャンプ場や野球場が整備されている。

県外からの利用客も多い。

力 アクアみすみ

平成9年に旧三隅町民のスポーツ振興、健康増進を目的として開館した。

館内には25mプールが設置され、本格的なスイミングや、気軽に行える水中歩行運動も楽しめる。

その他、トレーニングマシンを設置したトレーニングルームや、多目的運動場など、各種健康づくりを行うための施設となっている。

館内、館外において概ね適切に清掃が行われている。施設内の消耗品の配備状況、設備の適切な管理点検、利用者への情報提供や意見聴取も適宜行われている。

同施設で自主事業として行われるスポーツ教室では、例年黒字を計上しており、利用者ニーズを踏まえた事業実施に努めているが、前述したように事業費の計上が過少となっているので、適切な計上と事業評価を行うようにされたい。



施設正面。



カヌー教室も開講されている。



利用者ニーズを反映した、各種教室が開設されている。



市民の健康維持、増進に大きな役割が期待される。

12 意見・まとめ

同財団は、当市の教育文化及びスポーツの振興を目的とした事業を行い、健康で明るく心豊かな文化のかおるまちづくり、国際的な文化活動の推進、市民福祉の向上を目的として設立された団体である。いわば市の教育文化、スポーツ振興施策の一翼を担う責任を負った団体である。

これまでの成果として、創造的で文化的な地域活動への取り組みにより、平成18年度の世界こども美術館、平成23年度の石正美術館の地域創造大賞（総務大臣賞）受賞など高い評価を受けている。同賞の1市で2度の受賞の例は少なく、ひとえに同財団の日頃の真摯な活動の成果であり、敬意を表す。

しかし、各施設の管理運営、維持に要する市の財政負担も含めた多額のトータルコストを認識し、今後の施設のあり方も含めた様々な検討、見直しが必要である。

特に、事業毎の収支の把握は、経営の視点、受益者負担のあり方を検討する上で早急に行う必要がある。

今回の監査では、今後運営を行う上で一助となるよう、様々な観点から監査を行い、指摘、意見を行ったところである。

文化振興施策を取り巻く状況は近年急速に変化しており、地方公共団体の行財政改革の推進に伴い、文化施策、事業といえども予算削減が行われる一方、より高い事業成果が期待されるなど、効率的、効果的な事業執行が要求されている。

金銭的な利益を生むことが同団体の目的ではないが、多額の税金が投入されていることから、費用対効果を常に意識し公平で効率的、効果的な事業運営を行い、これまで蓄積した運営ノウハウや高度な専門性を充分に發揮し、「健康で明るく心豊かな文化のかおるまちづくり」の実現に寄与することを切に願う。